

建設業の事業主の皆さんへ

工事現場以外（「事務所」、「土場」等）も
労災保険の加入（成立）が必要です。

～加入（成立）手続が済んでいない場合は速やかに手続をしましょう～



労働保険の適用

建設業に適用される労働保険は3種類

労 災 保 険	保険の種類	加入の義務	給付の概要
	工事現場	元請事業の事業主 ・請負金額1億8千万円以上（税抜き）等の一定の要件を満たす工事の場合、工事毎に労災保険の加入（成立）が必要です。	工事現場作業に従事する労働者に起きた業務災害や通勤災害に対する労災給付
	工事現場以外（※）	工事現場以外の業務に従事する労働者を雇用する事業主	工事現場以外の業務に従事する労働者に起きた業務災害や通勤災害に対する労災給付
	雇用保険	雇用保険の適用基準（☆）を満たす労働者を雇用する事業主 ☆「週の所定労働時間が20時間以上あること」かつ「31日以上の雇用見込みがあること」	労働者が失業した場合の失業等給付や雇用継続給付等

※ 工事現場以外の労災保険とは

下請専門であっても必要です



「特定の工事現場に付随しない業務」に対する労災保険です。

- 直接雇用している労働者が
- 元請事業に関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していない
- 自社の「事務所」「土場・資材置場」「作業場（工場）」「トラック置場」等で
- 以下の作業に従事している
 - 事務、営業、見積、契約、入札参加
 - 型枠・重機・電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス等の作業
 - 部材や製品の製造、加工作業
 - 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
 - 自社施設の修繕
 - 工事の有無を問わず継続して製造を行っている作業場（工場）における作業

など

- 労働保険の加入の必要性は、裏面のチェック表をご参照ください。**
- チェックの結果、加入する必要がある場合は、事業場を管轄する労働基準監督署で相談をしてください。**

お問い合わせ

厚生労働省
滋賀労働局
働きやすい滋賀をめざして

労働保険徴収室

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜14番15号
滋賀労働総合庁舎3階

TEL077-522-6520

「工事現場以外の労災保険」
の詳細はこちらをご確認ください

厚生労働省 建設業の事業主の皆さんへ

<https://www.mhlw.go.jp/content/001582003.pdf>



必要な労働保険の加入（成立）はお済みですか？

元請工事をしている



工事現場の労災保険
が必要です。



詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署におたずねください。

労働者を雇用している



工事現場以外の作業(※)がある

工事現場以外の労災保険
が必要です。



工事現場以外の作業(※)がない



工事現場以外の作業(※)がない場合、加入の必要
はありませんが、状況が変わり次第、すみやかに加
入の手続きをして下さい。

※工事現場以外の作業とは「特定の工事現場に付随しない業務」のことです。

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署におたずねください。

雇用保険の適用基準(☆)を
満たす労働者を雇用している



雇用保険が必要です。



☆「週の所定労働時間が20時間以上あること」かつ「31日以上の雇用見込みがあること」です。

詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークにおたずねください。

保険料の計算



工事現場以外の作業(※)の労災保険料は、その業務に従事した労働時間分について、賃金台帳、出勤簿、出面表、勤務表等で算出（日割や時間割等）した賃金総額を保険料の算定基礎額として計算してください。賞与についても同様です。

費用徴収制度について



未手続中の災害で保険給付を行った場合、保
険給付に要した費用に相当する金額の全部又は
一部を事業主から徴収することができます。

ご相談は

滋賀労働局



検索

◆加入（成立）に関すること

滋賀労働局労働保険徴収室 または
事業場を管轄する労働基準監督署

◆労災の給付に関すること

滋賀労働局労災補償課 または
事業場を管轄する労働基準監督署



建設業の事業主の皆さんへ

～所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

- 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。（裏面＜参考＞を参照）

- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※ 既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。
- ② 適用単位（事業場）は、原則、当該建設事業場（事業主）の事務所所在地となります。
※ ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※ 「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料（出勤簿、出席等）等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病含む)**した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

◆ 成立手続 と 保険給付について…

- 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行っている場合（又は行う見込みがある場合）で、まだ手続がお済みでない事業主の方は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署で成立手続ができます。
- 未手続中の災害で保険給付を行った場合、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができます。
- 成立手続又は保険給付に関しては、労働基準監督署へご相談ください。

労働基準監督署の所在地は →



〈参考〉

有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務
(注)を下請B社の労働者がB社の資材置き場で行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)

(注)なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

- ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行っている場合は除く)

- ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工期の定めはなし)を他の業務の合間にを利用して行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。)

*以上①～⑤はあくまで一例です。

〈建設業の事業主の皆さまへのお願い〉

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

➤ 労働保険の年度更新では、

- ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
- イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
- ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

➤ 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。